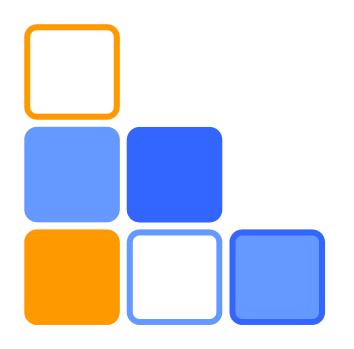
# 四日市障害保健福祉圏域における地域生活支援拠点等の整備について



四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会 川越町 福祉課 平田 典枝



# 四日市障害保健福祉圏域の現状

### □人口 376,559人 (平成30年4月1日現在)

※ 四日市市: 310,255人 菰野町: 40,545人 朝日町: 10,888人 川越町: 14,871人

障害者手帳交付状況

身体障害者手帳 12,437人

療育手帳 2,971人

精神障害者手帳 2,725人



障害福祉サービス等支給決定者数 障害者総合支援法 2,129名 児童福祉法 846名



## 四日市障害保健福祉圏域の現状

圏域内の社会資源 (平成30年12月1日現在)

障害者支援施設 7事業所

障害児入所支援施設 4事業所

共同生活援助(事業所定員381) 13事業所

特定相談支援事業所 27事業所

障害児相談支援事業所 15事業所



# 四日市障害保健福祉圏域における地域生活支援拠点等の整備の概要

**屋**整備方針

四日市障害保健福祉圏域に面的整備型として一カ所整備

📙 実施時期

2020(平成32)年度末までに圏域で整備を行うことを目標とする。



整備にあたっての議論の場

四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会

本会・運営委員会を検討の場とし、地域生活

支援拠点等の機能や役割、体制づくりの検討



### 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会の体制

四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会 委員14名(+1名)地域課題を解決するための協議の場、圏域の障害者施策への反映等



運営委員会 委員12名(+2) 障害福祉計画の進捗管理、協議会の事務局機能等



委託相談支援事業所連携会議 6 事業所 委託相談支援事業所間の連携強化 圏域の相談支援体制の充実に向けた検討 相談事例や部会からの地域課題を整理 行政担当者会議 四日市市障害福祉課 菰野町健康福祉課 川越町福祉課 朝日町保険福祉課



各 部 会:各分野において地域課題を抽出し、解決に向けた協議を行う.必要に応じて連絡会、ワーキンググループ等を設置

生活支援部会

GH連絡会

通所系事業所連絡会

居住系サービス 事業所連絡会

居宅介護事業所連絡会

療育部会

児童入所施設連絡会

放課後等 デイサービス 事業所連絡会 雇用部会

就労継続支援 A 型 事業所連絡会

企業開拓 ワーキング グループ

こころのバリアフリー推進部会

行政・相談支援事業所担当者会議

計画相談部会

障害児相談支援部会



年 月	協議内容
平成 28 年度	第四期障害福祉計画の成果目標に地域生活支援拠点等の設置が掲げられており
第1回協議会【本会】	整備していく方針で検討していく
H28 年5月26日	委託相談支援体制について、 <mark>機能</mark> を見直していきたい
	面的整備を進める方向
第2回運営委員会	24時間対応の必要性について検討が必要
H28年6月23日	緊急時に介入が必要なケースを <mark>把握</mark> しておく必要がある
	緊急に介入が必要なケースの <mark>基準</mark> を決めておく必要がある
	◆ 24 時間 365 日の相談対応に関する情報収集
	<ul><li>・圏域において、緊急対応が必要なケースの把握が必要</li></ul>
	<ul><li>各委託相談支援事業所での対応の整理等の検討</li></ul>
	◆ 地域生活支援拠点等の整備について
	・緊急時のコーディネーター機能は不十分
	・緊急時に備えての個別支援計画の立案
	<ul><li>緊急時の受入先が不足→ケースの受入に対する負担が大きい</li></ul>
第3回運営委員会	・強度行動障害のあるケース対応・支援に苦慮
H28年7月25日	➡あさけ学園との連携について検討
	・体験利用の場➡身体障害者が利用できる資源が圏域にない
	・重度の知的障害者➡グループホームの体験利用の受入が困難
	・施設からの地域移行について検討
	・専門的な人材に確保➡強度行動障害 等の支援については、支援センター
	あさけと協働・・・等
	・基幹相談支援センターの設置はないが、委託相談支援事業所間の連携に
	より、その機能を果たしていく。

H28 年度



H28 年度

年 月	協議内容
第4回運営委員会 H28年9月23日	<ul> <li>・ハイリスクケースについて、指定特定相談支援事業所にも協力を得ながら件数把握していく必要がある。</li> <li>・サービス利用がなく、行政・事業所が把握していないケースについてどのようにして実態を調査していくか課題である。</li> <li>・強度行動障害の有無による、受入についての差・ショートステイ事業所の空床確保が課題</li> </ul>
第 5 回運営委員会 H28 年 11 月 4 日	<ul> <li>・緊急介入が必要な対象者層を明確にしていく</li> <li>・地域生活支援拠点等の対象者層は、主に強度行動障害、医療的ケアが必要なケースと考える</li> <li>・平時からのハイリスクケースの把握と緊急時の対応をまとめておくショートを利用していないケースの洗い出しが必要</li> <li>・緊急ケースのショート受入を優先的に…との認識を拡げていく</li> </ul>
第 6 回運営委員会 H28 年 12 月 26 日	<ul> <li>・知的障害者のハイリスク家庭 調査結果</li> <li>緊急対応が必要 当日の緊急対応は不要だがショートが必要</li> <li>それぞれのケースについて、ショートの利用経験の有無を調査</li> <li>: 50 名のうち、ショートの利用経験が無いケース 26 名のショート利用を 進めていく</li> </ul>



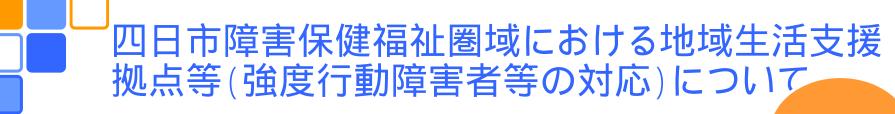
年 月	協議内容
平成 29 年度 第 1 回運営委員会 H29 年 4 月 25 日	・ショート利用が難しい事例の分析を行いながら、課題を探っていく。 ショートに繋がらないケースの要因を地域課題として整理していく。
第 2 回運営委員会 H29 年 6 月 29 日	<ul> <li>・生活支援部会:居住系事業所連絡会での検討</li> <li>ショート事業所に『地域生活支援拠点の役割を担っていく』との意識</li> <li>・面的整備で進めていく方針だが、具体化していない</li> <li>・緊急ショートの可能な利用日数と、次の行き場の確保は?</li> <li>・強度行動障害ケースの受入には、スキルとマンパワーが必要だが</li> </ul>
第 3 回運営委員会 H29 年 8 月 29 日	<ul> <li>・強度行動障害ケースの緊急ショートについては、難色を…</li> <li>親等の介護者が元気なうちに、ショートステイを利用して慣れておく</li> <li>支援センターあさけを二次相談機関として平時よりコンサルを受けておく</li> <li>・医療的ケアの必要なケースへの対応 地域包括ケア病棟は緊急時間受け皿として機能していくか?検証が必要</li> </ul>
第 4 回運営委員会 H29 年 10 月 3 日	<ul> <li>・ハイリスク家庭の調査を実施した2法人の登録ケースは、24時間電話対応可能。 緊急時のコーディネート機能を有する</li> <li>・サービス等利用計画の更新時に、緊急プランを作成</li> <li>・困難ケースに関する事例検討により、関わり方の見直しを行う四日市障害保健福祉圏域における地域生活支援拠点等(強度行動障害者等の対応)について イメージ図 参照</li> </ul>
第 5 回運営委員会 H29 年 11 月 24 日	運営委員会 ・今後の管理運営が課題
平成 29 年度 第 2 回協議会【本会】 H30 年 2 月 1 日	『四日市障害保健福祉圏域における地域生活支援拠点等(強度行動障害等の対応) について』 <mark>承認</mark>

年度



H30 年度

年 月	協議内容
平成 30 年度 第 1 ・ 2 回 委託相談 支援事業所連絡会議 H30 年 4・6 月	平成30年度障害福祉サービス等報酬改正 地域生活支援拠点等相談強化加算・地域体制強化共同支援加算 等の概要に ついて情報共有 支援内容の検討・報告を行う場(協議会等)をどの場で位置付けていくか 今後検討していく必要がある。
第 1 回運営委員会 H30 年 6 月 25 日	・新設された加算について、事業所への集団指導の場で説明。 ・他圏域における「地域体制強化共同支援加算」等の状況について確認
第2回運営委員会 H30年8月3日	・平成 30 年度障害福祉サービス報酬改定による評価について
第4回委託相談支援事 業所連絡会議 H30年10月18日	地域生活支援拠点等の指定・加算についての届け出方法・運営規程への記載方法 について



相談支援事業所『陽だまり』『ブルーム』は、登録者は 24時間電話対応できる体制 緊急時のコーディネート機能を有する

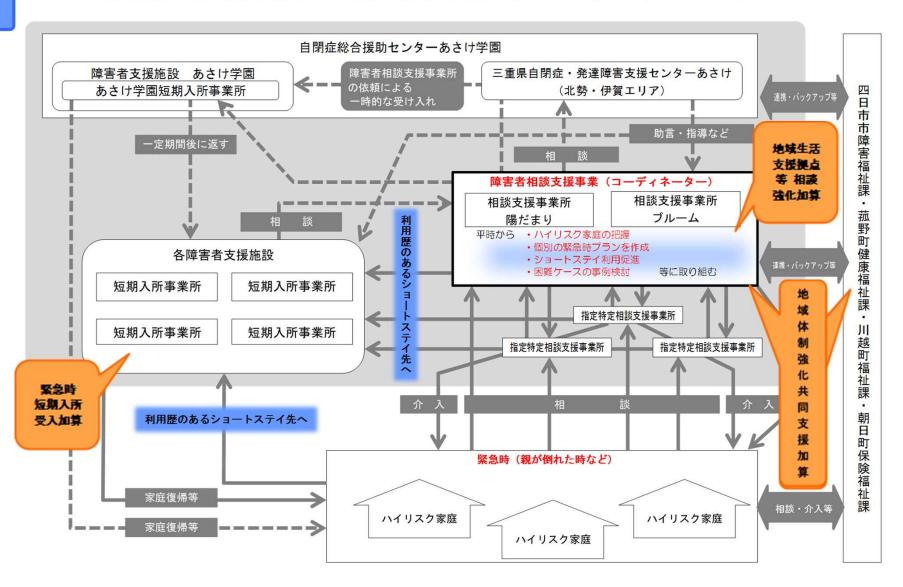
強度行動障害事例については、『自閉症·発達障害支援センターあさけ』への登録を推奨していく

『自閉症·発達障害支援センターあさけ』は二次機関 先ずは、圏域の相談支援事業所で相談を受け、指導·助言 を受ける

あさけ学園短期入所事業所への受入に関しては、相談支援事業所『陽だまり』『ブルーム』を通し、三重県自閉症・発達障害支援センターあさけが受付 受入の妥当性を判断

ポイント

# 四日市障害保健福祉圏域における地域生活支援拠点等(強度行動障害者等の対応)について



## 『相談』

- 1市3町を四日市圏域とし、共同委託方式で事業実施。
- ■基幹相談支援センターは設置していないが、委託支援 事業所が連携し、一部の機能を果たしている。
- 24時間365日の相談支援体制夜間休日は、委託相談支援事業の受託法人1市3町が連携して対応
- 緊急時の支援が見込まれる世帯を事前に把握し 平時から緊急時に備えたプラン作り
- 指定特定相談支援事業所数の不足による 委託相談支援事業所への負担増
- 地域包括支援センター等の他分野の機関との連携



### 『緊急時の受入・対応』

委託相談支援事業所・1市3町が個別に障害者 支援施設等(圏域内外)に受入対応を相談



■ 緊急時の支援が見込まれる世帯(ハイリスク家庭) を事前に把握するとともに、平時から緊急時に備えてショートステイの利用をすすめることとしているが、利用希望日に偏り(土日等)があり 『備え』 に対する体験を積むことが困難。



### 『体験の機会・場』

■グループホームの利用希望者数が増加傾向にあり、体験利用を支援している。



■『地域での生活』『一人暮らし』を体験する場の 不足。



### 『専門性』

- 📙 圏域の課題に基づいた研修 等の実施
- 圏域内における5つの障害者相談支援事業所では、一定経験のある社会福祉士等の有資格者を配置。



医療的ケアや、強度行動障害等に対する専門性が必要な相談・支援が求められており、支援者のさらなる資質向上が必要



## 『地域の体制づくり』

- | 自立支援協議会(本会・運営委員会・各部会)を開催
- 🖊 6つの部会を運営
  - ◆ 生活支援部会
  - ❖ 療育部会
  - ❖ 計画相談部会
- ◆ こころのバリアフリー推進部会
- ★ 雇用部会
- ❖ 障害児相談支援部会
- 高齢者の地域包括ケアシステムとの相互連携 促進の為、研修会・交流会を開催



地域包括ケアシステムとの具体的な連携が必要



#### 今後の方向性

#### 1.相 談

- ❖「地域生活支援等相談強化加算」 「地域体制強化共同支援加算」の活用
- ❖指定相談事業所との連携強化

#### 2.緊急時の受入・対応

- ◆定期的にハイリスク家庭の把握に努め、平時のショートステイ等、障害福祉サービス利用の促進
- ◆ショートステイ事業所の「緊急短期入所受入加算」の 活用など受入体制の整備



### 今後の方向性

#### 3. 体験の機会・場

◆ G H などを活用した、一人暮らしの体験の場の確保

#### 4. 専門的人材の確保・養成

- ◆各部会から抽出した地域課題に基づき研修等を企画 実施する
- ◆障害者相談支援事業所の受託法人に対して人材確保 についての協力を求めていく



### 今後の方向性

#### 5.地域の体制づくり

- ❖拠点等整備に向け、どの事業所が、必要な機能のどの 部分を担っていくかを整理した上での体制づくり
- ❖地域包括ケアシステムとの連携のあり方についても検討し、圏域における総合的な障害者相談支援体制の構築を図る
- ◆地域包括支援センター等と連携した、障害者相談支援 体制づ(り)



